



生物多様性国家戦略2023-2030と 博物館等に期待すること

令和5年6月

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性戦略推進室



生物多様性条約

1992年採択 196の国・地域が加盟

～目的～

- ① 生物の多様性の保全
- ② その構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分



策定義務

報告義務

生物多様性基本法

2008年制定（議員立法）

生物多様性国家戦略

政府が策定（閣議決定）
1995年に策定後、5回の改定
現行戦略は2023年策定※

※COP15で採択された
「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」
を受けて策定



国家戦略を
基本として
自治体が策定

生物多様性地域戦略

自治体に策定努力義務
自治体単独又は共同で策定

2010年10月
第10回締約国会議（COP10）開催
（愛知県・名古屋市）
→ 「**愛知目標**」の採択等

2022年12月
第15回締約国会議（COP15）第二部開催
（カナダ・モンテリオール）
→ 「**昆明・モンテリオール生物多様性枠組**」
の採択等

- ・ **生物多様性損失の5大要因の3番目に大きな要因が「気候変動」**
出典：IPBES地球規模評価報告書（2019）
- ・ 人為起源の気候変動が自然と人間に広範囲にわたる悪影響を及ぼしており、
一部の生態系は適応の限界に達している
出典：IPCC 第6次評価報告書第2作業部会報告書（2022）

気候変動

生物多様性

- ・ 森林や湿地をはじめとする**自然由来の緩和ポテンシャル**は、パリ協定の2℃目標の達成のために**2030年までに必要な二酸化炭素緩和策の約3分の1**を有し、**費用対効果が高い**ことが指摘されており、自然は気候変動対策に貢献できるポテンシャルがある。
出典：Griscom 他「Natural climate solutions」（2017）

- **気候変動緩和・適応のみに焦点**を絞った対策は、自然や自然の恵みに直接的・間接的な**悪影響を及ぼす可能性**がある。
(バイオエネルギー作物の大規模単一栽培は、生態系に悪影響を及ぼす等)
- 生物多様性の保護・回復に**焦点を絞った対策**は、気候変動緩和に大きく貢献することが多いが、その**両方を考慮した対策に劣る可能性**

出典：IPBES-IPCC合同ワークショップ報告書（2021）

気候、生物多様性と人間社会を**一体のシステムとして扱う**ことが、**効果的な政策の鍵**

■ 食料生産が最大で80%の生物多様性の損失の要因と指摘

出典：国連食料システムサミット（2021年）

■ 農林業は温室効果ガスの主要排出源の1つであり気候変動の生物多様性影響を増幅させる

- ✓ 農林業・その他土地利用からの温室効果ガス排出量は、世界全体の人為起源の排出量全体の23%を占める

出典：IPCC 土地関係特別報告書（2019）

■ 生物多様性の損失により食料生産にも影響が出る可能性

- ✓ 世界の主要作物種の4分の3以上が花粉媒介者に依存している中、北西ヨーロッパ及び北米におけるデータによると野生花粉媒介者の種数及び特定種の個体数が減少傾向

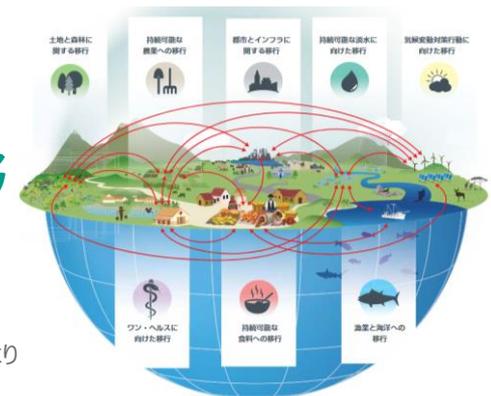
出典：IPBES「花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別評価報告書」（2016）

- ✓ 持続不可能な漁業がこのまま続くと、2048年までに水産資源が枯渇する可能性がある

出典：IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地域評価報告書：アジア・オセアニア地域」（2018）

自然共生に向けて移行が必要な8分野
の中、4分野以上が農林水産関係

出典：地球規模生物多様性概況第5版(GB05)（2020）より



生物多様性と経済

■ 気候変動に次ぐ深刻な危機という認識

深刻度から見たグローバルリスク トップ10 (今後10年)



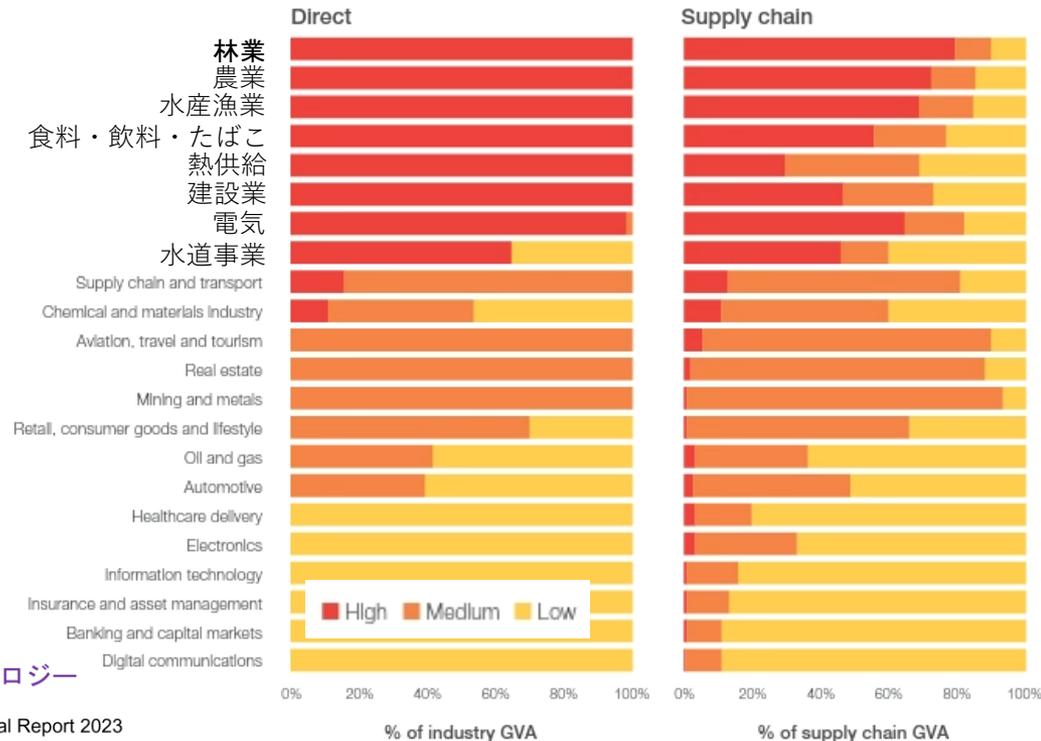
出典：World Economic Forum Global Report 2023

※世界経済フォーラム（年次総会は「ダボス会議」として知られている）におけるアンケート結果。

■ 自然破壊により44兆米ドル (世界GDPの半分) が影響との予測

出典：WEF the New Nature Economy Report (2020)

産業ごとの粗付加価値額の自然への依存度



出典：World Economic Forum: Nature Risk Rising (2020)

我々の経済は自然の外部にあるのではなく、**自然の内部に組み込まれている**
という基本的な真実を理解し、受け入れることが解決に向けた第一歩

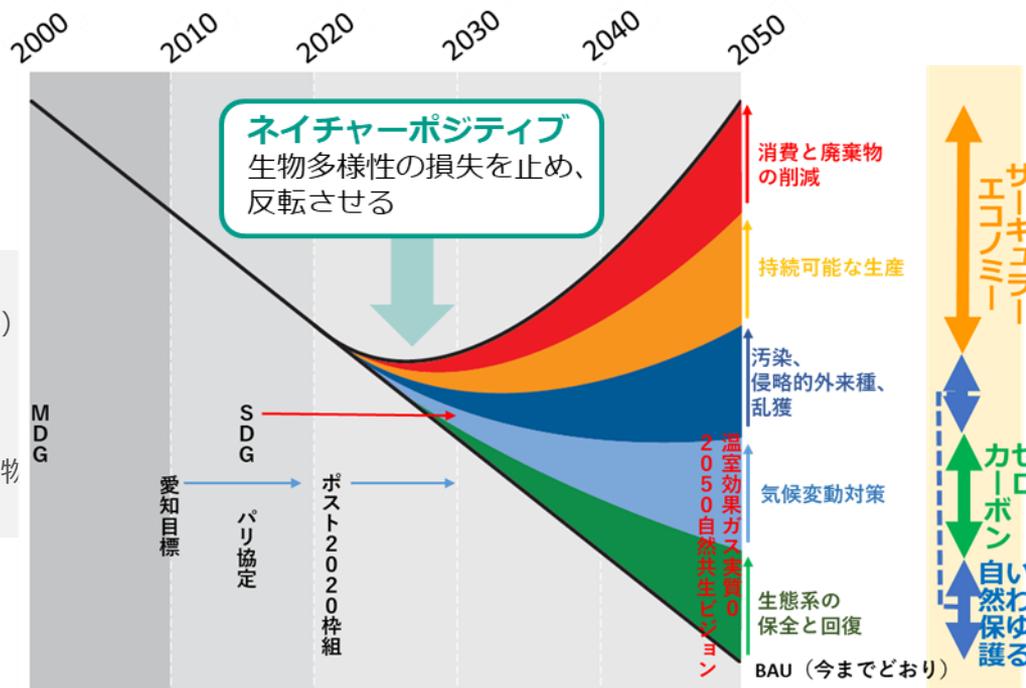
出典：ダスグプタレビュー (2021)

地球の持続可能性の実現に向けては、 横断的な「**社会変革 (transformative change)**」が必要

出典：IPBES 地球規模評価報告書（2019）

■ 「今までどおり」のシナリオでは、 生物多様性は損失し続ける

- ✓ **これまでの自然環境保全**の取組
(生態系の保全・回復、汚染・外来種・乱獲対策等)
- +
- ✓ **様々な分野の連携**
(気候変動対策、持続可能な食糧生産、消費と廃棄物削減等)



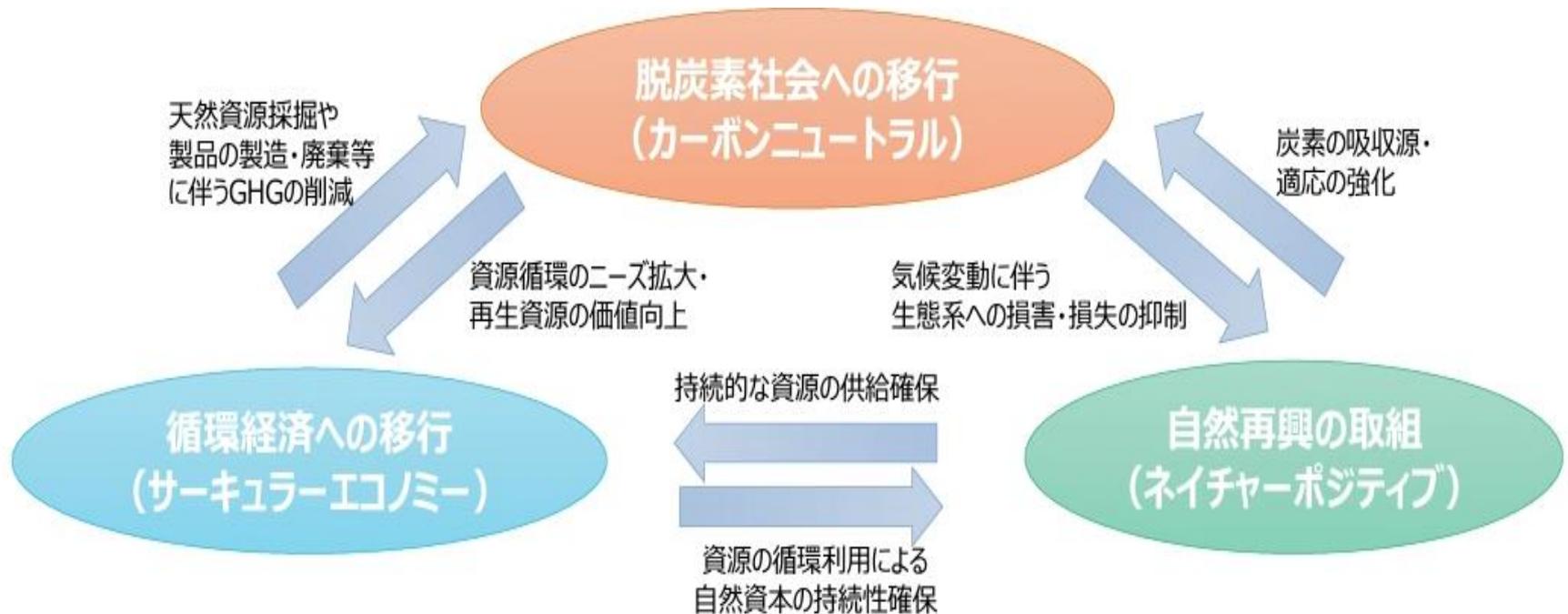
■ 2030年以降には**生物多様性の純増加** につながる可能性がある

= **ネイチャーポジティブ**な状態

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
出典「地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5)」を基に作成

気候変動、資源循環との統合的な取組の必要性

- ネイチャーポジティブの取組には、気候変動対策や循環経済への移行とのシナジーもトレードオフもあることから、**3要素を統合的に考えることが肝要。**



出典：第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会 第2回資料：環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向について（2023、環境省）

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保

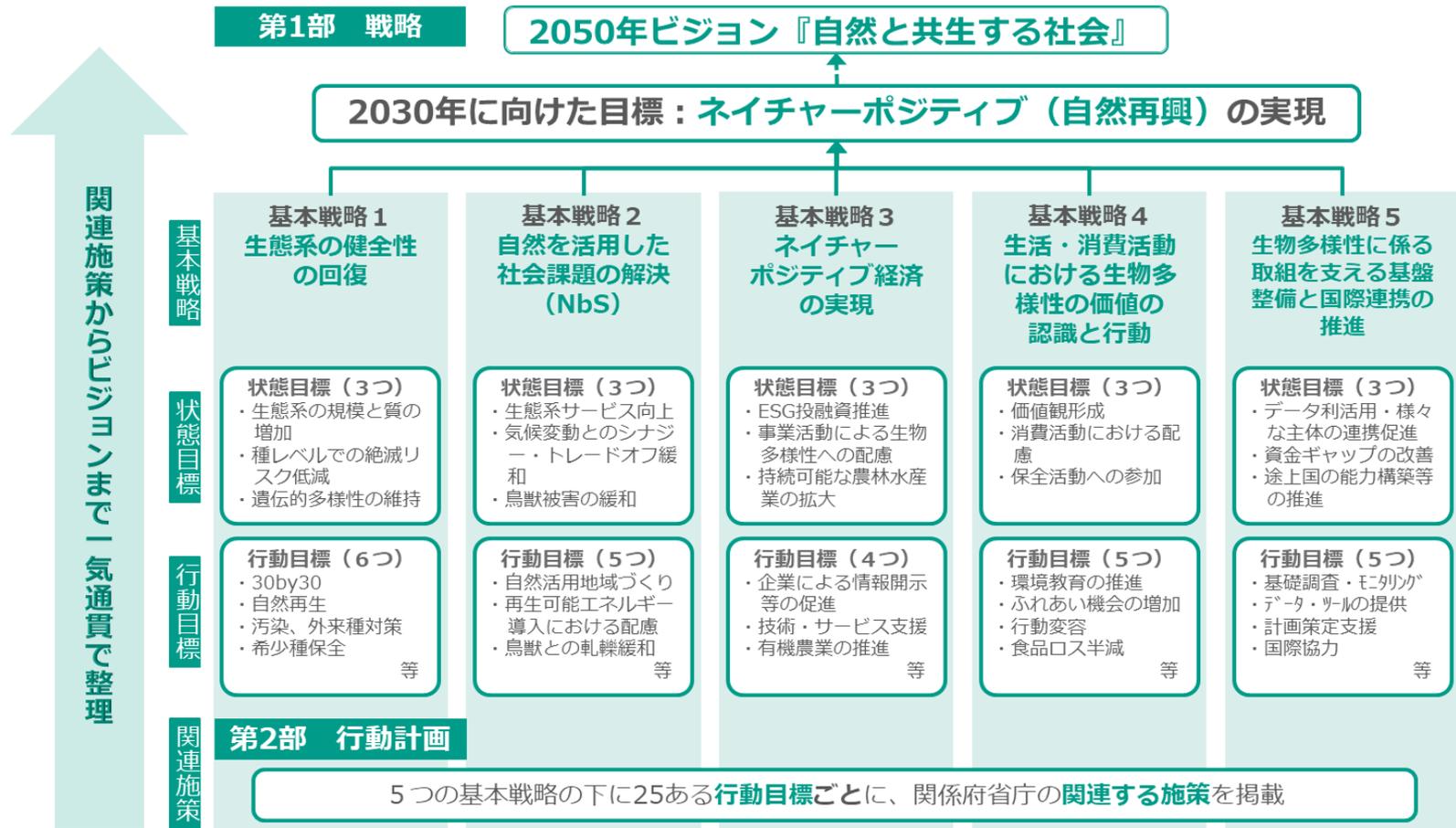
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

生物多様性国家戦略2023-2030の概要

- 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、世界に先駆けて策定した戦略（2023年3月閣議決定）
- 「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略
- 主なポイント
 - ・ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応を強調
 - ・ 30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
 - ・ 自然資本を守り活かす社会経済活動を含めた社会の根本的変革の推進
- 戦略全体を一気通貫で整理し効果的に進捗管理することで、レビューメカニズムを強化



生態系レベル・種レベル・遺伝子レベルの健全性を確保するために

- 生態系の規模と質の向上
→ **30by30目標**の達成、劣化生態系の再生
- 種レベルの絶滅リスクの低減
→ 汚染の削減、侵略的外来種対策
気候変動による影響の最小化、希少種保全
- 遺伝的多様性の維持

30by30目標とは

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の**30%以上**を保全する
新たな**世界目標**



30by30が**重要**と指摘する国内外の**研究報告**

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- 日本の保護地域を**30%**まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが**3割減少**する見込み

様々な効果

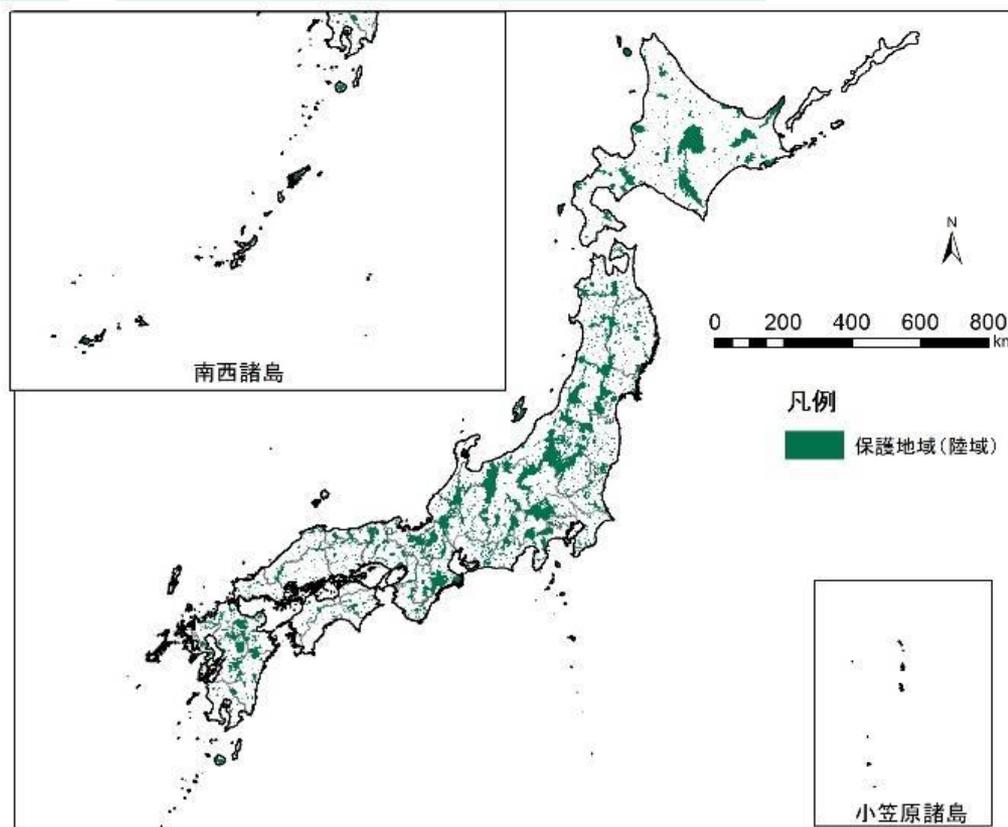
など

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年**3300億円**の実り
- 森林の栄養：河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの**地域づくり**

陸域20.5% と 海域13.3% が保護地域です

2020年までの愛知目標は達成

- ①「愛知目標」では2020年までに陸域17%、海域10%が目標。
- ②日本では、陸域は20.3%で既に愛知目標を達成。その後、奄美や沖縄の国立公園の指定等により20.5%。
- ③海域は8.3%だったが、2020年に「沖合海底自然環境保全地域」という制度をつくり、小笠原方面を新たに指定し、13.3%。



- **30by30目標**の達成にあたっては、法律等に基づく国立公園等の保護地域に加えて、**保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM※）**の設定が重要。

※OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

- OECM設定の推進のため、**民間の所有地等を「自然共生サイト」として認定**。
2023年度から運用を開始し、同年中に100箇所以上の認定を目指す。

→ **日本のOECMの相場観の醸成**

《保護地域 + OECMによる生態系連結》



保護地域以外にも、里地里山、水源の森、都市の自然など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献



民間等の取組区域を環境省が認定しOECMの設定等の推進を通じて、30by30目標の達成につなげる

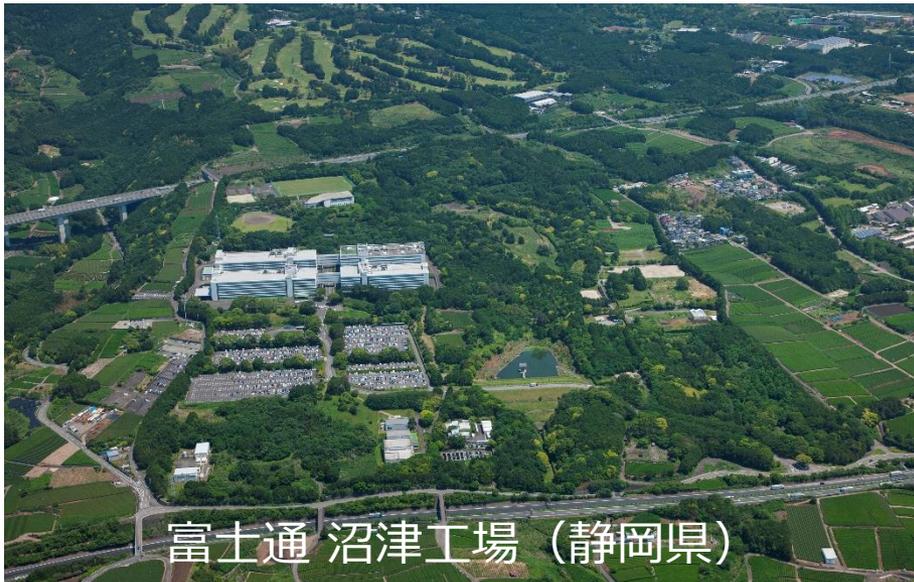
自然共生サイトのイメージ（試行前期における協力サイトの例）



三井住友海上駿河台ビル（東京都）



日本製紙 鳳凰社有林（山梨県）



富士通 沼津工場（静岡県）



つくばこどもの森保育園（茨城県）

一人一人の行動変容を促進し
社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるため

- **生物多様性の価値に対する理解の醸成**
 - 学校等での環境教育の推進
自然とのふれあいの提供
- 消費行動における生物多様性への配慮
 - 国民の積極的かつ自主的な行動変容の促進
選択の機会の提供、インセンティブの提示
- **地域に根ざした自然環境の保全・再生活動**
 - 地域における活動促進

一人一人の行動変容から社会全体の変革

消費における生物多様性への配慮



- 食品ロスの削減
- サステナブルファッション
- プラスチック資源循環
- 食育 等

生物多様性に配慮した消費

一人一人の行動変容

生物多様性に対する理解の醸成

環境教育



- ESDの推進
- 指導者養成
- 教育の場の整備 等

自然とのふれあい



- 自然体験活動
- ふれあいの場の整備
- 人と動物の共生 等

社会全体の変革へ

地域社会での取組

地域に根ざした自然保全・再生

伝統文化・地域知の活用



- 食文化の保護・継承
- 自然と暮らしの
関わり把握
- 地域間連携 等

個人

地域・コミュニティ

地域間連携

国内外の生物多様性保全の基盤構築のために

- **生物多様性の情報基盤の整備と連携促進**
 - 学術研究の促進
長期的な調査・モニタリングの実施
データ発信に係る人材育成・ツール提供
生物多様性地域戦略等の策定支援
- 生物多様性保全のための資金の確保
 - 資源動員の強化、有害なインセンティブの特定等
- 国際協力の推進

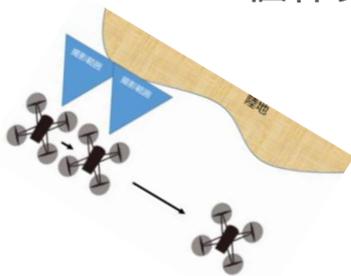
● 新技術の例

高精度の衛星画像解析

例) 植生、サンゴ、藻場等の
種構成や面積把握

ドローン(UAV)技術

例) ガン・カモ類、シギ・チドリ類の
個体数把握



AI技術

OCR技術

(画像データ等をWordや
Excel形式に変換)

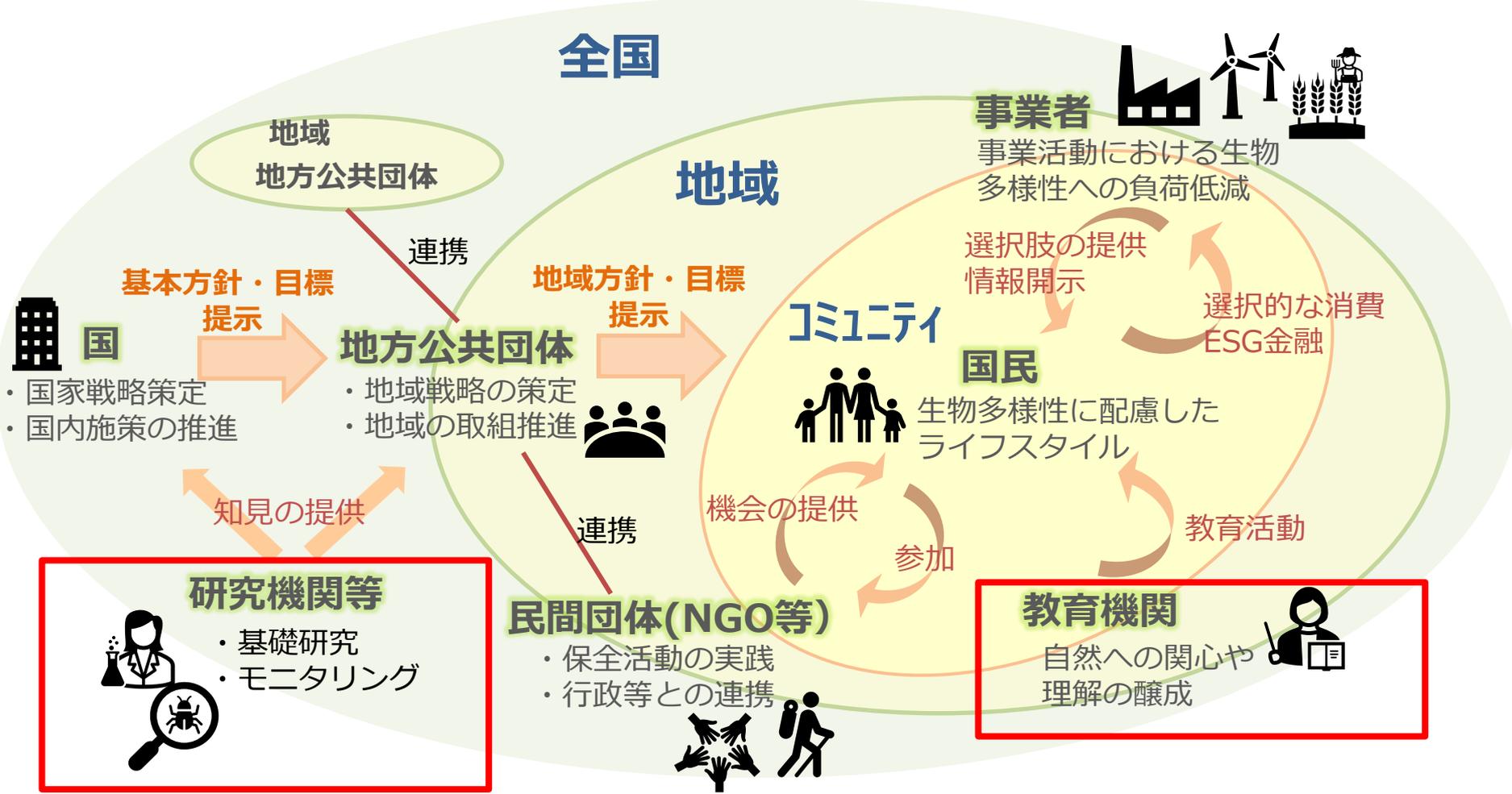
環境DNA分析技術

例) 古い文献の電子データ化
(可動化)による情報整理

例) 魚類等の水生生物の生息情報の取得

オープンデータ化や API 連携等

各主体の役割



生物多様性の保全は国だけで取り組めるものではなく、
様々な主体の取組と連携が不可欠

博物館等に期待すること

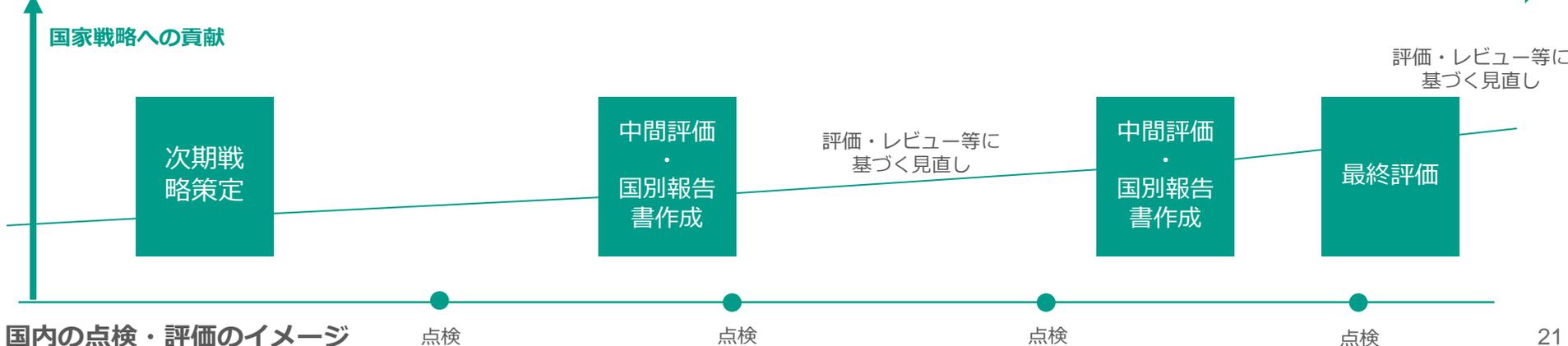
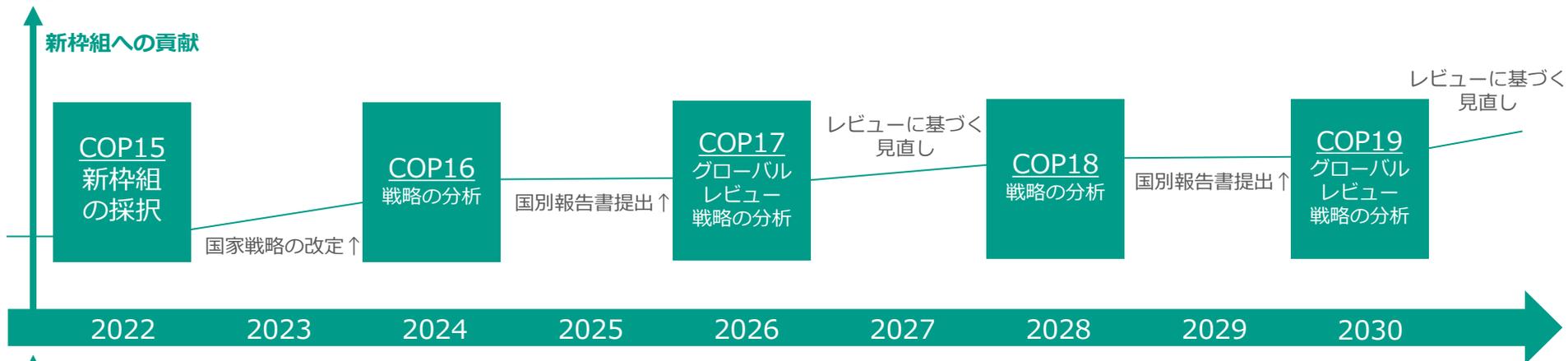
主体	期待役割	具体的な行動（例）	基本戦略における位置づけ（例）
教育機関 （学校、博物館等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広く国民の知識習得や体験活動を増進させ、行動変容を促す ● 行政、研究機関、地域住民をつなぎ、様々な活動を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性に関する指導者や担い手の育成。 ● 博物館等を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供。 ● 地域で活動している主体と連携した地域の伝統文化や伝統知・地域知の継承。 	<p>【基本戦略4】 学校教育の場において、生物多様性や人と自然のつながりに関する関心の醸成や、知識の向上を図り、行動変容を促す。</p>
研究機関 研究者 学術団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性保全に関する政策決定に対する知見の提供 ● 効果的な生物多様性保全の方策の提案 ● わかりやすく社会に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体や地域の活動団体、事業者等の多様な主体と密接に連携すること。 ● 専門家たる研究者が、地方公共団体や地域の活動団体、事業者等に知見を提供し、それらの活動を後押しすること。 ● 我が国の知見や経験を活かした国際協力、生物多様性条約事務局やIPBES等の国際機関への貢献。 ● 高度の専門知識と幅広い視野を持った次世代を担う研究者や技術者の育成。 	<p>【基本戦略5】 基本戦略1～4の基盤となる基本戦略5の主要な主体となる。</p>

生物多様性国家戦略2023-2030の点検・評価

昆明・モンリオール生物多様性枠組のレビューメカニズムを踏まえ、生物多様性国家戦略2023-2030では、以下のとおり対応

- ✓ 国別目標である「**状態目標・行動目標**」の達成状況を測る指標を設定
- ✓ 指標や関連施策の定期的な点検（2年に1度を基本）や本戦略の評価を実施
- ✓ 必要に応じて指標や関連施策の更新や追加等の見直しを実施

国際の点検・評価のイメージ



国内の点検・評価のイメージ

関係する指標

基本戦略 4

● 状態目標4-1教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている

- ・ **自然に対する関心度**
- ・ **生物多様性の言葉の認知度**

● 状態目標4-3自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている

- ・ **生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合**
- ・ **生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合**

基本戦略 5

● 行動目標5-1生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

- ・ **日本におけるGBIFデータ累計登録数**

● 行動目標5-5我が国の知見を活かした国際協力を進める

- ・ **GBIFに対して日本から登録されたデータの累計登録数**

- 生物多様性国家戦略2023-2030は、**昆明・モンリオール生物多様性枠組**に対応して、2030年**ネイチャーポジティブ**を目指し、**生物多様性・自然資本を守り活用**するための戦略。
- **進捗状況**がより示せるよう、**目標設定**や**構造**は大きく**変更**。
- 中身で重要な点は
 - ① **土地利用**に関連付け、**持続可能な地域を増やす**。
 - ② 自然を守ることと併せて**“積極的に”社会課題解決に貢献**する。
 - ③ 事業継続性の確保のため、**事業活動**に生物多様性を本業として組み込む。
 - ④ **持続可能な生産と消費**に向け、**理解を醸成し、日々の生活の中で**
の取組を増やす。
 - ⑤ **データの充実、オープンデータ化**で連携する。
- 国家戦略が動くのはこれから。皆さまを始め、**様々な主体の協力が不可欠!**



自然再興
ネイチャーポジティブ

生物多様性国家戦略
2023-2030
の情報はこちら↓

